

令和8年度「北区子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」募集要項

1 補助金の名称

北区子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金

2 事業概要

(1) 目的

本事業は、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子ども（原則18歳未満をいう。以下同じ。）を対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体に対し、補助対象事業の運営に係る経費の一部として、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業

- ① 子どもたちに食事の提供を行うとともに、子どもたちが安心して過ごせる場所を作る事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「会食事業」という。）
 - イ 北区内で実施されること。
 - ロ 主な利用者は家庭の事情等により、孤食の常況にある子どもであること。
 - ハ 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。
 - ニ 勉強、遊び体験等、子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
 - ホ 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
 - ヘ 開催頻度は、原則月2回以上であること。
 - ト 開設時間は、1回当たりおおむね2時間以上であること。
 - チ 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
 - リ 前号の責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを2名以上配置すること。
 - ス 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。
 - ル 防火には万全を期すこと。
 - ヲ 食中毒等事故発生時の対応方法、連絡体制等をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。
 - ワ 事故発生時には速やかに区長に報告すること。
 - カ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
 - コ 補助対象事業の開始前に北区保健所へ事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
 - タ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名は、北区が実施する児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。

- レ 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- ソ 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。
- ツ 子ども及びその保護者の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。
- ネ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

② 事業所等での配布（以下「配食」という。）又は自宅への宅配（以下「宅食」という。）により子どもへの食事の提供を行い、家庭の生活状況により必要な支援へつなげる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「配食・宅食事業」という。）。ただし、会食事業を実施している団体が行うものに限る。

- イ 北区内で実施されること。
- ロ 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。
- ハ 補助対象事業の開始前に北区保健所へ事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- ニ 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。
- ホ 防火には万全を期すこと。
- ヘ 食中毒等事故発生時の対応方法、連絡体制等をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。
- ト 事故発生時には速やかに区長に報告すること。
- チ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- リ 店舗、レンタルスペース等で食事の提供を実施する場合、開設時間中は常に責任者を配置すること。配食及び宅食により食事の提供を行う場合においても、作業実施中は常に責任者を配置すること。
- ヌ 次の事項に留意すること。
 - (イ) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
 - (ロ) 月1回以上実施できるよう努めること。
 - (ハ) 事業実施に当たり必要な体制を確保するため、責任者のほか、事業を補助できるスタッフを配置すること。
 - (ニ) 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。
 - (ホ) 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- ル 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名は、北区が実施する虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。
- ヲ 子ども及びその保護者の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。
- ワ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

- ③ 会食事業、配食・宅食事業により子どもへの食事の提供を行い、子どもたちが安心して過ごせる場所を作り、家庭の生活状況により必要な支援へつなげる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「連携強化型事業」という。）
- イ 北区内で実施されること。
 - ロ 主な利用者は家庭の事情等により、孤食の常況にある子どもであること。
 - ハ 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。
 - ニ 勉強、遊び体験等、子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
 - ホ 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
 - ヘ 開催頻度は、週1回以上であること。ただし、少なくとも月に1回以上は会食事業を実施すること。
 - ト 開設時間は、1回当たりおおむね2時間以上であること。
 - チ 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
 - リ 前号の責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを2名以上配置すること。
 - ヌ 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。
 - ル 防火には万全を期すこと。
 - ヲ 食中毒等事故発生時の対応方法、連絡体制等をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。
 - ワ 事故発生時には速やかに区長に報告すること。
 - カ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
 - ヨ 補助対象事業の開始前に北区保健所へ事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
 - タ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名は、北区が実施する児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。
 - レ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名は、北区が実施する意見交換会（年1回）及び子ども食堂ネットワーク会議（年2回）の全てに出席し、情報共有をすること。
 - ソ 北区と連携を取り、要支援家庭等の子ども食堂への受入れを積極的に行うこと。
 - ツ 子ども及びその保護者の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。
 - ネ 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
 - ナ 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。
 - ラ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

3 補助対象期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

4 事務担当課

〒114-8546 北区滝野川2-52-10

北区 子ども未来部子ども未来課子ども未来係

電話03-3908-9097 FAX03-3908-6606

E-mail : kosodate-ka@city.kita.lg.jp

5 申請に係る資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。
- (3) 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。
- (4) 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 過去にこの要綱の規定に違反したことがない団体であること。

6 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の安全確保を図ること。
- (2) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること。
- (3) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付け、得た情報は目的外に利用しないこと。

7 スケジュール

- (1) 申請書類受付開始日 令和8年5月25日(月)
- (2) 申請書類提出締切日 【継続団体】令和8年6月15日(月)午後5時まで
【新規団体】令和8年6月30日(火)午後5時まで
- (3) 交付決定日 【継続団体】令和8年7月〔予定〕
【新規団体】令和8年7月〔予定〕

8 申請書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1) 北区ホームページからのダウンロード

URL : <https://www.city.kita.tokyo.jp/k-mirai/kosodate/shien/kodomosyokudohojokin.html>

「子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業」で検索

- (2) 前記4の事務担当課(子ども未来課子ども未来係)での配付

9 補助金

(1) 補助対象経費

事業に必要な経費のうち、別表に定めるものを補助対象経費とする。

(2) 上限額

①子ども食堂運営経費（報償費及び設備整備費を除く。）

（前記「2（2）補助対象事業」の①を実施する場合）

新規団体及び継続団体 53万円

②配食・宅食事業実施経費（報償費及び設備整備費を除く。）

（前記「2（2）補助対象事業」の②を実施する場合）

新規団体及び継続団体 77万円

③子ども食堂運営及び配食・宅食事業実施経費（①、②両方とも実施する場合）

（報償費及び設備整備費を除く。）

新規団体及び継続団体 130万円

④会食、配食、宅食事業実施経費（週1回以上実施（うち月1回以上は会食事業））

（報償費及び設備整備費を除く。）（前記「2（2）補助対象事業」の③を実施する場合）

新規団体及び継続団体 206万円

⑤学習指導実施経費（子ども食堂及び配食の開催日に学習指導も行う場合の加算分）

（報償費に限る。）

新規団体及び継続団体 6万円

⑥新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費

新規団体及び継続団体 50万円

※補助金については、審査を経て予算の範囲内で助成を受けることができる。

※交付額を算定するに当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

※団体は、①～⑥の上限額に応じて補助金を申請することができる。

10 備品の購入及び管理

(1) 備品の購入の経費に係る補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付の申請を行う前に、区と協議を行い、その承認を受けるものとする。

(2) 補助金の交付の決定を受け、備品を購入した団体は、購入した備品名、型式及び購入日等を記載した備品台帳を作成するものとする。

(3) 備品を購入した団体は、前項に定める備品台帳に記載された備品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(4) 備品を購入してから2年以内に、当該団体の故意又は過失により備品が滅失し、又は棄損したときは、その旨を区へ届け出るものとする。

1 1 提出書類

申請団体は公募期間の間に、「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付申請書」（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。なお、1団体につき1件のみの申請を認める。

- (1) 東京都北区子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業計画書 ※1
- (2) 東京都北区子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業収支計画書
- (3) 東京都北区子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業資金計画書
- (4) 実施団体の定款又は規約及び役員名簿 ※2
- (5) その他区長が必要と認める書類

※1 事業計画書（募集要項様式第1号）の記載項目

- ① 運営団体について（団体名・代表者名等）
- ② 事業概要について（名称、開催場所等）

※2 別添「グループ会則（例）」を参照のうえ作成すること。

1 2 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限

【継続団体】令和8年6月15日（月）午後5時まで（必着）

【新規団体】令和8年6月30日（火）午後5時まで（必着）

- (2) 提出方法

前記4の事務担当課宛にメールにて提出すること。

1 3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は補助金の申請を無効とする。

- (1) 申請者が前記5に定める申請に係る資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 事業計画の記載内容が法令違反など著しく不当な場合
- (6) 本件に関して2件以上の申請を行った場合

1 4 事業計画等の審査

補助金の申請書類を審査し、補助対象団体を選定する。

1 5 その他

- (1) 提出書類は選定結果に関わらず返却しない。ただし、不採択となった場合には区で定めた保存年限満了後、区の責任において処分するものとし、本件における審査以外の目的では使用しない。

- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 事業企画書に表明された内容に基づき審査を行うので、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。補助金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合がある。それに伴う申請者が被る損害について、区は一切賠償しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

別表 補助対象経費

費目		内訳
補助 対象 事業 運営 経費	1 備品購入費	(1)備品とは、価格が税込1万円以上、かつ、耐用年数が2年以上のものとする。 (2)補助対象事業の実施に最低限必要なものに限る。
	2 報償費	(1)補助対象事業を実施する団体が、子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業又は配食に係る事業の実施日に、学習指導も行う場合において、学習指導を行う外部スタッフ（専門資格者、学生等）へ支払う謝礼を補助対象とする。 (2)スタッフ1人当たり1日1,000円を上限とする。 (3)同一スタッフかつ同一従事時間に対して、他の補助金等により謝礼の支給を受けている場合は、補助対象外とする。
	3 教育訓練費	食品衛生責任者資格取得受講料
	4 使用料又は賃借料	(1)会場使用料・食材の配送のためのレンタカー代金等、補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (2)自宅や店舗等が実施場所の場合等、事業実施分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	5 需用費	(1)消耗品費 価格が税込1万円未満であり、かつ、補助対象事業で利用するものに限り補助対象とする。ただし、学習指導に係る消耗品費については、子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業及び配食に係る事業を実施する場所において、当該学習指導に利用するものに限り補助対象とする。 (2)印刷製本費 補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (3)食糧費(食材費、ケータリング費用) 補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (4)光熱水費 イ 補助対象事業で利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 自宅や店舗等が実施場所の場合等、事業実施分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。

	<p>(5)修繕費</p> <p>イ 補助対象事業を実施する場所等に限り補助対象とする。</p> <p>ロ 自宅や店舗等が実施場所の場合等、事業実施分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。</p>
6 役務費	<p>(1)交通費</p> <p>イ 食材等の運搬に利用する場合に限り、公共交通機関の運賃及びタクシー代について補助対象とする。</p> <p>ロ 補助対象事業実施に要した金額を明示すること。</p> <p>(2)保険料</p> <p>利用者及び運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。</p> <p>(3)通信費</p> <p>イ 電話代及び郵券代等の補助対象事業に要した通信費を対象とする。</p> <p>ロ 電話代については、補助対象事業実施にかかる通話時間で按分する等の方法で算出すること。</p> <p>(4)配送料</p> <p>イ 食材等の運搬に限り、自家用車を使用した場合のガソリン代を対象とする。</p> <p>ロ 事業実施分としての金額が明確でない場合、使用時間分で按分する等の方法で算出すること。</p>
7 設備整備費	<p>新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費を補助対象とする。</p>